

さいたま都市計画地区計画の変更

さいたま都市計画大宮駅東口駅前南地区地区計画を次のように変更する。

		決定告示年月日 平成28年11月25日
名称		大宮駅東口駅前南地区地区計画
位置		さいたま市大宮区大門町1丁目、錦町の各一部
面積		約0.9ha
地区計画の目標		本地区は、JR大宮駅の東口駅前広場の南側に接している鉄道交通の結節点であり、広域的な商業・業務機能に加え、多くの駅利用者や来街者が集まるさいたま市の都市拠点地区にふさわしいまちづくりを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針		〈建築物の整備の方針〉 良好な商業環境を形成するため、建築物等の用途の制限を定める。
土地利用に関する方針		防災性の向上と賑やかな通りの形成を進めるため、駅前広場等の交通機能の改善に併せ、良好な商業空間形成に必要な土地の有効利用を図る。
地区整備計画	建築物に関する事項	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第2号、第3号に掲げる風俗営業、第6項各号に掲げる店舗型風俗特殊営業及び第9項に掲げる店舗型電話異性紹介営業を営む施設。

理由 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、建築物等の用途の制限について変更を行うものである。